

一般社団法人 日本言語聴覚士協会●●会員 各位

一般社団法人 日本言語聴覚士協会
リスク管理部 : 中野 徹

一般社団法人 日本言語聴覚士協会賠償責任保険制度のお知らせ

— 2019年度追加補償制度の任意加入募集について — — 基本補償・追加補償のご説明について —

一般社団法人 日本言語聴覚士協会では、言語聴覚士の業務にかかわる不測の事故に備え、本協会正会員の皆様を対象とする賠償責任保険制度が2004年7月1日に開始されました。

2019年4月1日現在で本協会の正会員である皆様には、2019年度も引き続き賠償責任保険の基本補償として対人賠償補償および人格権侵害補償が付保されます。

補償期間は2019年4月1日午後4時より2020年4月1日午後4時までの一年間です。新入正会員の方は、正会員として承認された後、中途加入の取扱いとなります。

本制度の概要につきましては、下記をご参照ください。

◆ 一般社団法人 日本言語聴覚士協会賠償責任保険制度の補償内容

本制度による賠償補償には、正会員全員に付保されている基本補償と、正会員が各自で任意に加入する追加補償があります。

基本補償の保険料は、本協会の事業費から支出されます。(団体割引適応済)

| | 基本補償 (団体加入) | 追加補償 (任意加入) |
|-----------------|--------------------------|-------------------------------------------------------|
| (1) 対人賠償支払限度額 | 1事故 0.3 億円 期間中 0.9 億円 | 1事故 1 億円 保険期間中 3 億円 |
| (2) 対物賠償支払限度額 | — | 1事故・保険期間中 100 万円 (免責金額 1事故 1,000 円) |
| (3) 人格権侵害支払限度額 | 1事故 300 万円 期間中 300 万円 | — |
| (4) 初期対応費用支払限度額 | — | 1事故 100 万円 (うち身体障害についての見舞費用は、1事故において被害者1名につき3万円限度) |
| (5) 弁護士・訴訟費用 | あり | あり |
| 保険料の自己負担 | 不要 | 要 (1,600 円/年) |

- * この契約の保険期間は2019年4月1日午後4時から2020年4月1日午後4時までです。
- * 補償内容について詳しくは『一般社団法人 日本言語聴覚士協会賠償責任保険制度 Q&A』を参照してください。
- * 基本補償は本協会が団体加入しており正会員全員に付保されています。
- * 追加補償は任意で別途保険料の振込(加入手続き)が必要です。このお知らせの4ページを参照してください。

なお、対物賠償事故や初期対応費用の補償は、基本補償には含まれておりません。これらの補償につきましては、正会員の皆様が各自任意で「追加補償制度」に加入する必要がありますのでご注意ください。

2019年4月1日を保険開始日とする「追加補償制度」の加入手続きは、同封の払込取扱票に必要事項を記入し、2019年3月15日（金）までに年間保険料1,600円をお近くの郵便局からお振り込みください。**（なお、追加補償制度は毎年加入手続きが必要となります。昨年度ご加入いただいた方もお手続きが必要となりますのでご注意下さい。）**

また、その後のお申込みは補償期間と保険料が変わりますので、4ページをご参照ください。

記

■ 一般社団法人 日本言語聴覚士協会の正会員である言語聴覚士が、言語聴覚士業務に起因して発生した他人の身体障害（追加補償においては財物損壊も含まれます）について法律上の賠償責任を負うことになったとき、被害者に支払うべき損害賠償金等が補償される制度です。本協会の正会員である皆様または業務の補助者が行う言語聴覚士業務の遂行に伴う賠償事故が補償の対象となります。

* 「言語聴覚士業務」とは次のいずれかに該当する業務（日本国内で遂行されるものに限り）をいいます。

ア. 音声・言語機能または聴覚に障害のある者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練等の訓練、これに必要な検査、助言、指導その他の援助を行う業務

イ. 診療の補助として、医師または歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整その他厚生労働省令で定める行為を行う業務

ウ. アまたはイに付随する業務

* 言語聴覚士であっても本協会の正会員でない方が損害賠償責任を負担することによって被る損害は補償の対象にはなりません。

■ 基本補償部分は、「対人賠償補償」と「人格権侵害補償」を一括して一般社団法人 日本言語聴覚士協会が契約者として東京海上日動火災保険会社と団体契約を締結しています。

■ 基本補償部分は、正会員各位が会費のほかに保険料を別途徴収されることはありません。

* 正会員各位は任意で追加補償制度に加入できます。ご加入の際は別途保険料の振込みが必要です。

■ 補償期間（保険期間）は1年間（2019年4月1日午後4時～2020年4月1日午後4時）です。

* 新入会員の方の保険（補償）開始日は、入会承認時期により異なりますが、基本補償は毎月1日、追加補償は2019年7月1日、10月1日、または2020年1月1日午前0時です。

■ 契約手続きや事故時の照会窓口などの代理業務は、取扱代理店有限会社システムマネジメントに委託契約しています。

* この制度の詳細は団体の代表者にお渡ししてあります保険約款により、ご不明の点は取扱代理店にご照会ください。

◆ 補償の対象となる事故の例

－基本補償の対象となる例－

【対人事故】

- 摂食・嚥下訓練中、患者さんから少しの間目を離した際に、食物が喉に詰まって患者

さんが窒息し死亡してしまいました。

- 失語症のグループ訓練中に、誤って別の患者さんとぶつかり、患者さんが転倒し大腿骨を骨折。その後自立歩行不能となってしまった。
- 言語聴覚療法を行うため患者さんを車椅子からパイプ椅子に移動介助しているとき、タオルが落ち、言語聴覚士が拾おうとして目を離れた隙に、患者さんがバランスを崩して転倒、後頭部を強打し大ケガをさせてしまった。

【人格権侵害】

- 小児の言語訓練中に知った個人情報を外部に漏らしてしまったことにより、プライバシー侵害で訴えられた。
- 言語聴覚士が研究のために行った質問や検査が原因となり、名誉毀損で訴えられた。

—追加補償の対象となる例—

【対物事故】

- 補聴器装用指導中に患者さんの高価な補聴器を誤って落とした上、踏んで壊してしまっ
- 難聴幼児の試聴用として業者より補聴器を預かって調整していたところ、机に置いた補聴器に誤ってお茶をこぼしてしまい、使えなくなってしまった。

【初期対応費用】

- 言語聴覚療法終了後に患者さんをベッドに移乗させようとしたところ、患者さんを誤って骨折させてしまった。取り急ぎ責任者とお詫びに行くとともに見舞金を支払った。

◆ 補償されない主な場合

1. 保険契約者（日本言語聴覚士協会）および被保険者（正会員各位）の故意
2. 地震、噴火、洪水、津波または高潮
3. 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
4. 言語聴覚士業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
5. 被保険者または業務の補助者が故意または重大な過失により法令に違反して行った行為に起因する損害 等

◆ 事故時のお手続き

1. 万一、事故が発生した場合は、直ちに下記の問い合わせ先までご連絡ください。取扱代理店より事故発生報告書が送付されます。
2. 事故発生報告書に、氏名、会員番号、住所、電話番号、および相手の住所、氏名、連絡先、事故状況を事実即してできる限り詳しく記入し、取扱代理店（有限会社システムマネジメント）までFAXしてください。
3. 追って代理店より保険金請求に必要な書類が送付されます。

* 本制度には、保険会社が被保険者（正会員各位）に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。また、賠償金額の決定の際にはあらかじめ保険会社の承認が必要となります。保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をなされた場合には、示談金額の全部または一部が保険金として支払われない場合がありますのでご注意ください。

<お問い合わせ先>

東京海上日動火災保険株式会社取扱代理店

有限会社システムマネジメント（担当：神谷・山田）

〒152-0002 東京都目黒区目黒本町 3-5-10-1 階

TEL : 03-5725-1234 / FAX : 03-5725-1236 / E-mail : k-yamada@i-smc.com

【一般社団法人 日本言語聴覚士協会賠償責任保険追加補償制度】

任意加入の手続きについて

正会員の皆様は任意で「追加補償制度」に加入することができます。

加入手続きは下記の通りです。

年度途中の加入の場合には、補償期間と保険料が変わりますので、ご注意ください。

新入正会員の方は、年度途中の加入となりますので、補償期間と保険料をご確認ください。

<任意加入の手続き>

払込取扱票に必要事項を記入し、郵便局から所定の保険料をお振込みください。

郵便振替口座番号： 00110-3-426502

加入者名： 日本言語聴覚士協会賠償係

通信欄記入事項： 氏名（押印）、一般社団法人 日本言語聴覚士協会会員番号、住所、電話番号、告知事項申告欄の回答

2019年度の申込締切日、補償期間および保険料は下記の通りです。

| 申込締切日 | 保険開始日（補償期間） | 保険料 |
|----------------|------------------------------|--------------|
| 1. 2019年3月15日 | 2019年4月1日午後4時～2020年4月1日午後4時 | 1,600円（1年分） |
| 2. 2019年6月14日 | 2019年7月1日午前0時～2020年4月1日午後4時 | 1,200円（9ヶ月分） |
| 3. 2019年9月13日 | 2019年10月1日午前0時～2020年4月1日午後4時 | 800円（6ヶ月分） |
| 4. 2019年12月13日 | 2020年1月1日午前0時～2020年4月1日午後4時 | 400円（3ヶ月分） |

* 同封の払込取扱票が加入申込書となります。

必要事項をご記入のうえ、補償期間と保険料を確認し、お間違いのないよう振り込んでください。

* 保険開始日から1ヶ月以内に、追加補償制度加入者証をお送りいたします。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・ この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。[\(http://www.sonpo.or.jp/\)](http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください

受付時間:平日午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)